

令和2年度事業計画

我が国経済の動向は、令和2年の幕開けまでは順調に戦後最長の景気の拡大基調が続いていたものの、1月下旬には新型コロナウイルス感染拡大に伴い一転して、景気の先行きが不透明になっています。

一方、電力システム改革は予定どおり完了し、最後に送配電部門が分離され、新しい電力供給体制が4月よりスタートします。

また、経済産業省では、自然災害による電力供給への被害によって、情報発信の在り方、電力業界の広域連携の在り方などの課題が明らかになるとともに、電力政策における安定供給の重要性とレジリエンスの高い電力インフラ・システムの在り方について検討がなされました。

昨年度は、将来的に電気保安人材の不足が見込まれる中、電気保安の質的低下を招かずに持続的な電気保安体制をどのように構築していくのかについて議論が進められており、その中で自家用電気工作物の外部委託承認制度の見直しも検討されています。

このような電気保安を取り巻く環境変化に伴い、本会では、これらを踏まえて電気設備の保守に携わる専門技術者の人材の育成・確保に加え、電気保安の高度化に向けた施策の検討、電気事故防止のための施策を推進するとともに、社会の生活基盤を支える電気管理技術者としての資質の向上を図り、更には電気保安意識の普及・啓発を通じて社会貢献に寄与するために以下の事業を推進します。

I. 公益目的事業

1. 研修、セミナー、人材育成事業

電気技術者等に対する電気の保安に関する専門的知識・技術の向上と、電気事故の防止に資するため、次の事業を行う。

- (1) 電気保安管理に関する基礎知識及び技術の習得を目的とする「保安管理基礎講習会」の開催
- (2) 電気事故防止・保安管理業務の新手法、保安管理業務に関する法令、電気使用合理化に関する新技術等の習得を目的とする「保安管理定期研修会」（第六期）及び「保安管理一般研修会」の開催
- (3) 電気の保安管理業務に係る専門的な技術や手法等に関する実技の修得を目的とする「保安管理技術研修会」の開催
- (4) 電気保安に関する講演、研究報告、討論等を内容とする「座学セミナー」並びに電気設備の設置場所における実技研修を目的とする「現地研修」の実施

- (5) 広域災害発生直後の対処方法等の技能修得を目的とする「広域災害対策訓練」の実施
- (6) 電気の専門学校や職業訓練校等への講師の派遣、出前授業の実施

2. 電気事故等に関する調査、情報収集、分析・公表事業

保安管理業務に関する課題、電気事故例、未波及事故例、改善事例等について調査・分析するとともに、広く社会に公表するために、次の事業を実施する。

- (1) 保安管理業務の最新技術動向等をテーマとする「技術研究発表会」の開催
- (2) 電気事故再発防止策等に関するテキストの作成と配布
- (3) 電気保安管理業務に関する専門的技術情報や必要情報に関する出版物を発行し広く社会に公表する。
 - 「電気管理技術」(会誌)
 - 「オレンジダイアリ(2021)」
 - 「電気保安管理業務マニュアル」
 - 「高圧受電設備の保守管理(かんりのツボ)改訂版」

(令和3年5月発行予定)
- (4) 電気安全に係る資料の収集及び分析

3. 電気保安意識の向上のための普及・啓発事業

社会一般に対する電気の安全及び電気使用の合理化に関する意識の普及・啓発を図るため、次の事業を実施する。

- (1) 国の主唱する「電気使用安全月間」(毎年8月)への参画
 - ア. 「電気安全講演会」の開催
 - イ. 団扇、ポスター、パンフレット類を配布し電気安全の呼びかけ
 - ウ. 公共施設や福祉施設等への安全点検
 - エ. 電気に関する災害や、事故防止のためのパトロール等の実施
- (2) 本部及び各支部のホームページを活用し、広報紙「M i R a I」等による広報の実施
- (3) 各地域イベント・祭事等への参加

4. 技術相談、助言、支援事業

- (1) 電気使用における安全確保のための技術相談、助言の実施
 - 電気保安に関する法令、保安管理技術並びに電気使用の合理化について広く社会一般の相談に応じるとともに、技術的内容に関しての指導・助言を行い、適切な保安管理の実施と社会における電気安全意識の普及・向上の推進

- (2) 電気事故や故障発生時における対応支援事業の実施
24時間稼働の「保安センター」等において、電気事故や故障発生時に事業場等からの緊急相談・要請があった場合、応急措置を指導するとともに、状況により現場に出向き、事故の未然防止、拡大防止、早期復旧等を推進

Ⅱ. その他の事業

1. 会員の保安管理業務の支援事業

会員の保安管理業務を支援するため、次の事業を行う。

- (1) 情報交換会等の開催、小冊子の発行、資料等の配布などにより、会員の情報共有を図り、保安管理業務に対する共通認識を醸成し、会員相互の支援・協力体制の構築
- (2) 関係法令に基づき国への申請、届出等を会員が的確に行えるよう、指導・助言するとともに、国の自家用電気工作物の保安に関する施策や、電気使用の合理化に関する施策についての必要情報の会員への周知
- (3) 本会の事業が社会に広く認知・評価されることを目的に、電気関係諸団体における保安等に関する事業に協力するとともに、行政機関や公益団体等の事業への協力
- (4) 入会希望者に対する説明会を定期的で開催するとともに、ホームページ・PR紙を活用し会員の拡大を図る。入会申込者に対する面接、懇談会等を開催し、適切な保安管理業務の開始に向け指導・支援を行う。
- (5) 会員増加に係る諸課題について検討し、情報・資料等の提示
- (6) 保安管理業務の向上と外部委託制度の維持・発展のため、保安管理業務を行っている他法人との情報交換等

2. 会員の職務倫理の確立に関する事業

会員が保安管理業務の職務倫理を深く理解し職務を誠実に実施することが、設置者等からの信頼を得るという認識のもと、個人事業者としての自覚と危機管理意識を確立させる。

3. その他

- (1) 組織・体制の整備
 - ア. 「本部支部会計の均一化」を検討し、公益社団法人としての組織体制を整備する。
 - イ. 各地域の保安管理業務の実態と電気管理技術者を取り巻く環境を把握し、各支部で「制度高度化ワーキンググループ」を開催する。
 - ウ. 支部事業の効率化に向け、事業の拠点化を進める。
- (2) 法人化50周年記念式典の開催等

令和2年度に記念式典を開催する。

「法人化50年のあゆみ」を発行する。

(3) 主要行事等

ア. 令和2年6月に「第50回定時総会」を開催する。

イ. 通常理事会を3回開催する。

以上